

6 新たに農業を始めてみたいとき

◎鹿屋市新規就農者就農支援資金

助成の対象者は？	<ul style="list-style-type: none">・市に居住又は居住する見込みのある者で、中核的農業者となるもの・年齢が満18歳以上50歳未満の方
助成の内容は？	<p>A 研修資金 農業研修に対する生活資金として助成（最長1年間）</p> <ul style="list-style-type: none">・単身者 月額15万円以内・夫 婦 月額20万円以内 <p>※ 国の就農準備資金の対象となる方は、上記の金額から国の交付額（年額150万円以内）の差額を助成します。 （単身者 年額30万円以内）</p> <p>B 就農開始資金 就農するために必要な経費として助成</p> <ul style="list-style-type: none">・単身者、夫婦ともに50万円以内（就農開始時1回限り）
助成の要件は？	市が適当と認めた市内の生産組織等で行う研修終了後、直ちに5年以上就農する方
申請に必要なものは？	就農計画書、履歴書、体験農業研修受入測定表、体験農業研修受入者による意見書 など
申請の時期は？	随時（ただし、予算上限となるまで）
問合せ・窓口は？	農政課担い手育成係 （市役所本庁舎2階） TEL：31-1183